

第21回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

■日 時：平成29年8月21日(月)

■場 所：西宮市民会館 中会議室401

[午後4時 開会]

○事務局 定刻となりましたので、ただいまから第21回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

本日は、ご多忙の中をお集まりいただき、ありがとうございます。

本日は、委員改選後の第1回目ですので、委嘱状の交付があります。本来なら市長からの交付とするべきところですが、時間の都合上、机上配付としています。よろしくお願いいたします。

また、新しく任期が始まりましたため、これから会長、副会長を互選で選出させていただきます。会長選任までの間は事務局にて議事を進行します。

今回、委員改選に伴い2名の委員の方に新たにご就任いただいたので、ご紹介します。

まず、公募委員として選出されました久保委員です。

次に、青少年愛護協議会から団体推薦をいただいた高須地区会長の吉井委員です。

また、本日はご欠席ですが、公募委員の選定の結果、前任期に引き続き多田委員に今任期もご就任いただいています。

なお、本日は、多田委員のほかに、久城委員、西田委員からご欠席とのご連絡をいただいています。

次に、本日の資料の確認をいたします。

1点目は、左上をホッチキスどめしている「会議次第、委員名簿、座席表、事務局名簿」です。2点目は、左2点をホッチキスどめしている「資料集」です。3点目は、左2点をホッチキスどめしている別冊「(仮)西宮市子ども・子育て支援事業計画 西宮市次世代育成支援行動計画【骨子案】」です。

それでは、本日の次第に従って進めさせていただきます。

まず、「議事(1)会長・副会長の選任及び部会・ワーキンググループの設置について」です。

資料集5ページ、西宮市附属機関条例の第3条のとおり、会長と副会長は委員の互選によって決めていただくことになっています。

まずは、会長について、どなたかご推薦いただけませんか。

○委員 倉石先生にお願いできればと思います。

○事務局 ただいま倉石委員をご推薦いただきましたが、いかがでしょうか。

[「はい」の声あり]

○事務局 続きまして、副会長についてお二方をご推薦いただきたいと思います。

○委員 私のほうから、引き続き橋本委員と前田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

[「はい」の声あり]

○事務局 では、倉石委員は会長席に、橋本委員と前田委員は副会長席にお移りください。

それでは、この先の議事進行は会長にお願いします。

○会長 改めまして、よろしくお願いいたします。委嘱状を見ると平成31年までということ、長い2年間ですが、また委員の皆様からいろいろ貴重なご意見をいただくことにな

ろうかと思えます。力不足ですが、できる限りのことをさせていただこうと思えますので、お支えのほうをよろしくお願ひします。副会長の両先生もよろしくお願ひします。

では、以下の議事については私が進行させていただきますので、よろしくお願ひします。

次の議事に入る前に、確認部会と評価検討ワーキンググループの設置について皆様のご承認をいただきたいと思ひます。

それぞれのメンバーについては、僭越ですが、私より指名させていただきますので、ご了承ください。

確認部会は、木田委員、多田委員、田村委員、藤原委員、前田委員にお願ひします。

評価検討ワーキンググループは、北岡委員、久城委員、久保委員、谷川委員、田村委員、橋本委員、林委員、東野委員、藤原委員、松村委員、山添委員、吉井委員にお願ひします。

いろいろとお時間をいただかなければいけません、ご協力をよろしくお願ひします。

それでは、引き続き、傍聴希望者の確認をしたいと思ひますが、いらっしゃいますか。  
○事務局 いらっしゃいます。

○会長 傍聴を希望されている方がいらっしゃいます。傍聴については、いつもどおりお諮りしますが、許可させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 では、許可いたしますので、入場いただきます。

また、この後も傍聴希望者がいらっしゃいましたら、随時入室いただくということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 それでは、議事に入ります。

本日の審議事項について、事務局から説明をお願ひします。

○事務局 まず、資料集1ページの審議スケジュールをご説明します。

ロードマップ表中、一番左側の列に審議内容、その右側に今年度の審議予定を○と●で表示しています。○は審議予定、●は審議終了予定です。

表中の上の行に今年度の会議予定月を示しています。本日は本年度4回目の会議で、10月の会議を経て計画の素案を完成する予定です。

次に、表の左の列をご覧ください。

前回、前々回の会議で、「第4編 計画の施策内容 重点施策」の「現状・課題」についてご審議いただきました。本日も引き続き第4編について主にご審議いただきますが、今回は第5編の記述が加わり、計画の大方を骨子案にてお見せした形となります。

次に、2・3ページは、前回会議のまとめです。

前は、各重点施策についてご意見を頂戴しました。主なご意見はここにまとめていますが、この後の議事では、このご意見に対する事務局の考え、計画への反映の仕方を中心にご説明します。

次に、4ページは、本日の審議事項です。

議事の(1)については既にご審議いただいたので、本日の議事は、(2)、(3)の2

点です。

まず、「議事(2)教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しについて」です。

事業計画の見直しにあたり、昨年発表しました保育所等の1,500人分の入所枠拡大計画のことも踏まえ、今回、修正案をお示しします。

次に、議事(3)は、前回に引き続き、新プランの骨子案についてです。

今回は、重点施策について前回いただいたご意見をもとに修正した内容などを中心にご説明します。

説明は以上です。

○会長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、議事(1)は既に終了していますので、議事は2点です。新プランについては、なるべく本日中にご意見を出していただきたいと思っています。時間の制約はありますが、よろしくお願いします。

それでは、「議事(2)教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しについて」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 資料集14ページの資料3をご覧ください。

「議事(2)教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しについて」です。

まず、見直しの考え方と経緯についてご説明します。

現在の子ども・子育て支援事業計画は、保育所や幼稚園などの教育・保育施設と子育てひろばなどの特定の事業について、平成27年度～31年度の5年間で利用ニーズがどの程度見込まれ、そのニーズに対して市がどのような支援をしていくのかをまとめた需給計画となっています。

本市では、アンケートや子ども・子育て会議の審議を踏まえて事業計画を策定した平成26年度に、平成27年度～31年度の数値を設定しました。

事業の利用者がどれだけいるかを見込んだ「量の見込み」については、法律上5年ごとに定める必要があります。事業計画の2期目に当たる平成32年度～36年度の量の見込みは、来年度の後半からこの子ども・子育て会議で審議を始めて、平成31年度中に設定する予定にしています。

このたび国から、これまでの実績と設定した量の見込みが大きく乖離している場合は、平成30年度・31年度の数値の見直しを図るように指示がありました。

資料に記載している教育・保育の量の見込みは、具体的には幼稚園と保育所に入園・入所する希望者がどれだけいるかを見込んだ数字となっていますが、計画で策定した数値と実績が大きく乖離していることから、本市では見直しを行いたいと考えています。

その他の事業の量の見込みについては、見直しは行わないと考えています。

資料14ページの中段の表は、保育所に関する数値です。

表の左側の2号認定、3号認定とは、共働き世帯などで長時間の保育が必要な主に保育所などを利用する子供で、3歳児～5歳児が2号認定、3歳児未満が3号認定です。

まず、上から2段目の量の見込みは、当初事業計画で策定した数値を記載しています。また、3段目、4段目に記載している2号認定、3号認定については、その内数を示したものです。

当初策定時点でも、保育所に入所したい人たちの割合(保育需要)が今後伸びていくと

の予測から、量の見込みも、平成27年度は6,396人、平成31年度は7,053人に増加すると設定していました。

上から5段目の3か年の実績の数値は、保育所などに実際に入所している児童に、申込みをしたが入所できなかった入所保留児童を加えた数字になりますが、今年度(29年度)では8,091人と、既に平成31年度の量の見込みの7,053人を超える結果となっています。保育所へのお申込みはここ数年で急増しており、当初の見込みをはるかに超える状況です。

下段の表ですが、市では、この保育所へのお申込みの急増を受けた対策として、昨年度、平成31年度までの3か年で約1,500人分の入所枠の拡大を図る計画を策定しました。今回の見直しにあたり、この計画に合わせ、量の見込みを平成30年度は8,244人、31年度は8,578人と修正しました。

引き続き、幼稚園に関する数値もご説明します。

15ページ上段の表をご覧ください。

1号認定とは、専業主婦世帯などで長時間の保育を必要とせず、主に幼稚園などを利用する3歳児～5歳児の子供のことです。また、3歳児未満の子供のうち幼稚園に入園を希望する子供については、学校教育の利用希望である2号認定と呼んでいます。

上から2段目の数値が当初の事業計画で定めた量の見込みですが、幼稚園などを希望する割合は今後減少し、平成31年度は8,693人と設定していました。

上から5段目の実績では、今年度(29年度)は8,243人と、当初の量の見込みの9,244人と比べて約1,000人の乖離があります。

数値の見直しにあたっての国の算出手引きでは、1号認定の見直しは、2号認定の需要が増加する分を差引きして設定するように指示されています。つまり、幼稚園と保育所に行きたい人の合計は一定の割合のため、保育所に入りたい人の割合が増えた分だけ幼稚園に入りたい人の割合を減らして見込みを出すようにということです。

15ページ中段の枠内をご覧ください。

数式の右側に保育需要の今後2年間の増加率の見込みの計算があります。14ページで計算した見込みから、今後2年間で保育所需要が2.22%増加すると見込みました。数式の中央には、15ページの上の表に記載している平成29年度の幼稚園入園率の実績である61.2%を記載しています。今年度の幼稚園入園率61.2%から、今後2年間で増加する保育所に入りたい人の割合の見込み2.22%を差し引いたものが、平成31年度の幼稚園入園率、つまり1号認定の需要率となり、それを58.98%と算出しました。

下の表は、この数字を用いて1号認定の量の見込みを見直し、平成30年度は8,015人、31年度は7,715人と修正したいと考えています。

説明は以上です。

○会長 ご質問、ご意見があればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○会長 これは、算出方法が決まっていますので、こういう形でさせていただくこととなります。

今後、計画のところに移りますが、もし量の見込み等についてご意見がありましたら、

これを踏まえていただければと思います。

では、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

○会長 引き続き、議事(3)の計画の骨子案について説明をいただきます。

前回の骨子案からの主立った変更点を説明いただき、今回も主に第4編の重点施策についてご審議をいただくこととなります。

進め方ですが、まず事務局から全部説明をいただいた後、前半と後半を区切ってご意見をいただこうと思っておりますので、その点ご了解ください。

では、事務局のほうからよろしく申し上げます。

○事務局 別冊の計画の骨子案をご用意いただき、1枚めくって目次をご覧ください。

「第1編 計画の策定にあたって」、「第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状」、「第3編 計画の基本的な考え方」では、前回より大きな変更はありませんが、追記した点についてご説明します。

「第4編 計画の施策内容」では、前々回、前回と各重点施策についてちょうだいした多くのご意見を踏まえて修正した点をご説明します。

「第5編 計画の推進にあたって」では、今回新たに「計画の推進体制」、「計画の進捗管理」について記載しています。

「第6編 資料編」では、前回お示しした事業一覧に加えて、評価指標の一覧、量の見込み及び確保方策の一覧、計画策定に係る附属機関を記載しています。

では、前回からの修正点をご説明します。

まず、6・7ページに、「子ども・子育て支援新制度の概要」について新たにまとめたものを掲載しています。6ページには、施設型給付と地域型保育給付の仕組みについて、7ページには、支給認定の区分とそれぞれ給付を受ける施設・事業を、下段には、事業計画での推進を図ってきた地域子ども・子育て支援事業の一覧を掲載しています。

引き続き、23ページですが、子ども・子育て支援事業計画では、基本理念として、子供の視点に立った取り組みを進めていくことを明記していました。新プランでもその考え方は変わらないことから、「2.基本的な視点」に4行、同様の記述を加えています。

次に、「第4編 計画の施策内容」についてです。

前回、重点施策についてさまざまなご意見をちょうだいし、事務局にて検討しました。文言等の微修正等は省略しますが、どのように計画の中身に反映したかを順にご説明します。

まず、重点施策1「教育・保育環境の充実」です。

31ページ中段の「1.保育所整備を中心とした対策」にある教育・保育の量の見込みは、先ほど議事(2)でご説明したとおり見直しを行いましたので、数値を修正しています。

次に、33ページ、「(3)保育サービスの充実」に「1.利用者支援事業(特定型)の充実」を加えました。もともと重点施策5「乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減」の中の「孤立化を防ぐための取組み」に記載していましたが、特定型の特徴として、教育・保育施設や保育サービスについての情報提供を行っていることから、「教育・保育

環境の充実」に記載を変更しました。

次に、36ページの重点施策2「放課後の子供の居場所の充実」です。

「現状・課題」に記載していた「安全・安心な放課後の居場所」について、放課後施策を実施する目的として、「子供の育ちと遊びに関する現状」、「保護者が求める子供の居場所」に記載を変更しました。

次に、38ページの上段、「課題解決に向けた取組み」の総論として、放課後の子供の居場所づくりについての方向性をまとめています。

また、中段の「2. 児童館のアウトリーチ」については、前回多くのご意見を頂戴しましたので、新たに児童館の役割、アウトリーチを行う意図及び方法を加えています。

さらに、「3. 地域団体の活動への支援」については、放課後を過ごす子供たちが人とのつながりや貴重な体験をする上で地域団体の活動が欠かせないことから、新たな項目として追記しました。

引き続き39ページ、「(2) 育成センターの充実」として、「1. 利用児童数の増加に対応する受入枠の拡大」に量の見込みを記載しています。前回、保育所の需要増加に伴い増加が見込まれる育成センターの需要について量の見込みに反映していくのかとご質問いただきました。先ほど議事(2)にて13事業の量の見込みは見直しを行わないとご説明したとおり、育成センターの量の見込みも平成31年度までは当初からの修正は行いません。しかし、前回も担当課よりご説明したとおり、直近の利用児童数の推計に基づき育成センターの整備を進めています。平成32年度以降の量の見込みを設定する際は、改めて保育需要を考慮したいと考えています。

次に、39ページの下「(3) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画」についてです。この部分はこれまでお示しができていませんでしたので、今回ご説明します。

まず、放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう策定されたもので、各自治体で目標値等を定めることが義務付けられています。

40ページでは、記載が義務付けられている目標値等についてお示ししています。

まず、平成31年度までの目標事業量ですが、「育成センター及び放課後子供教室または子供の居場所づくりの一体型」については、平成31年度までに12小学校区での実施を目指すとしています。なお、この校区数については、子供の居場所づくり事業のうち、運動場を遊び場として開放し、育成センターの子供と遊具を共有し、まじり合っ遊ぶことができる校区数を計上しています。

また、「2. 育成センター及び放課後子供教室、子供の居場所づくりの一体的または連携による実施の具体的な方策」は、開催場所、日時や運営方法について協議・調整を行い、受入態勢など共通理解を得ながら、学校や地域の実情も考慮して対応していくとしています。

なお、ここで資料の訂正があります。40ページの「3. 小学校の余裕教室等の育成センター及び放課後子供教室、子供の居場所づくりへの活動に関する具体的な方策」というタイトルですが、「居場所づくりへの活動に」は「活用に」が正しい内容です。大変

失礼いたしました。

小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策としては、本市の場合、ほとんどの学校で施設の余裕がないことから、放課後子供教室や子供の居場所づくり事業については特別教室の一時利用を検討していくとし、育成センターにおいては、専用教室の確保が運営上必要であることから、今後の児童数減少を勘案し、関係部署と連携しながら協議を進めていくとしています。

最後に、教育委員会と市長部局の連携についてですが、教育委員会の放課後事業担当課がこども支援局も併任している組織体制を生かして、連絡調整や情報共有を密にしていくとともに、課題解決に向け協力しながら対応していくとしています。

次に、46ページ、重点施策3「障害のある子供への支援の充実」です。

「障害への理解促進に向けた取組みの充実」として、今回は1つ目に「保護者支援」を挙げていましたが、より具体的な内容として、「相談支援体制の充実と連携」に変更しました。新たに保護者が親と子や子供同士のかかわり方を学ぶことができる相談支援について記述を加えています。

次に、51ページの重点施策4「妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援」です。

下段の子育て支援のイラストについては、前回ご意見をいただきまして、現在調整中ですので、次回修正したものをお示しします。

次に、60ページの重点施策5「乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減」です。

まず、「(1)孤立化を防ぐための取組み」の「2.利用者支援事業(基本型)の拡充」では、子育てコンシェルジュを周知していくことと、役割の1つである地域の子育て資源の開発・育成、関係構築などについても積極的に取組みを進めていくことを記載しました。

また、その下の「3.子育て支援のネットワーク化」にも、子育てコンシェルジュが、子育て総合センターとともに地域の子育て支援の中心となって、ネットワークの構築や地域の子育て支援の育成・開発、情報や課題の共有を深めていくことを記載しています。

最後に、68ページの重点施策8「ワーク・ライフ・バランスの推進」においては、幼稚園などにおいても父親参加型の行事が行われていることから、記述を変更しました。

説明は以上です。

○会長 前回ご意見をいただいたところに絞って事務局から修正点を示していただきました。

先ほどお断りしたように時間を区切って進めさせていただきます。

まず、第4編の計画の内容について、重点施策の「1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実」、「2 【学童期】放課後の子供の居場所の充実」、「3 障害のある子供への支援の充実」を前半として、40分程度ご質問・ご意見をいただきたいと思います。もちろん、それ以前のところや事務局からご説明いただいた資料編のところでも結構です。

○委員 今回、「現状・課題」に対して「課題解決に向けた取組み」を整理していただきましたが、28ページの「1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実」の「課題」が「増大する保育需要への対応」となっているのに対し、「取組み」では待機児童施策以外に「質の高い教育・保育の提供」等と書かれています。今、国を挙げて幼児期教育の大事

さを訴えているところですので、本市は「子育てするなら西宮」と掲げている以上、「質の高い」の部分も現状の課題として挙げられたらいかがでしょうか。

○会長 以前から「課題」と「取組み」はある程度対応させたほうがいいのではないかとのご意見をいただいていた。ここは、「取組み」に合わせて「課題」を書いたらどうかと理解したらいいでしょうか。

○委員 そうです。これだけを見ると、量の改善のみ言っているように見えなくもないので、本市は質に対しても努力目標を挙げていると「課題」に挙げられて、質についても言及されたらいいいのではないのでしょうか。

○会長 32・33ページの(2)、(3)の「取組み」の内容を踏まえたものを「課題」にも記載すればいいのではないかとのご意見ですが、事務局、いかがですか。

○事務局 前回もそのようにご指摘いただき、事務局で検討しました。今回どの重点施策についても、「課題」のところには、今直面している項目を、数字を挙げながらお示ししています。差し支えなければ、「課題」として掲載したほうがいい内容をどのようなイメージでお持ちになっているか、教えていただけますか。

○委員 私論ですが、幼児教育についてノーベル経済学賞をとられたヘックマン教授が問われていたり、国の「質の高い教育」の施策でも、幼児期の教育がその後の子供の成長に与える影響の大きさを書かれた書物も多数取り上げられています。今後、教育・保育の中でどのような取組みをしていくかが非常に注目されている中で、西宮としては、保育の需要への対応は喫緊の課題ではありますが、「子育てするなら西宮」と言うなら、やはり質を担保するようなものが何か表現されていたほうがいいと思います。

学童期の子供については、「安心・安全な子育て環境を」と書かれていますから、同様に乳幼児期も、安心・安全だけではなく、子供にとってよりよい保育・教育が行われることは大きな課題ではないかと思えます。ちょうど教育・保育要領や国の指針の変わり目でもありますので、例えば「生きる力」やこれから願われる「子供の10の育ち」などの文献の中からここに落とし込めるものがあれば書いていただいてもいいのではないのでしょうか。

○事務局 保育の質については、保育の数の課題があってもなくても、常に課題になってきますので、それは常にあるものだとして認識していたことからここには書いていませんでした。そのあたりの表現は検討させていただきます。

○委員 関連して、32ページの(2)の1の合同研修について、現状や課題に合わせた内容としてどういう研修を行っているかを明確に書いたほうがいいのではないのでしょうか。研修は内容と目的によってさまざまなものが考えられて、ここでは「幼稚園、こども園、保育園、小学校と合同」と書かれています。今回の改訂で小学校との連続性を考えることが強調されていたり、こども園・幼稚園・保育所の統一性も言われていますし、乳児保育を充実することが大きな流れの一つにあります。32ページの4に「認定こども園の普及に係る基本的な考え方」とあるように、これから認定こども園が増えてくると、幼稚園から幼保連携型に移行する園では乳児保育がすぐに課題になりますので、その意味での情報交換なども含まれてくるのではないですか。

子育て総合センターでは、今は講話型とワークショップなどの実践型の2つの研修を

されていますが、そういう方向性で行くのか、あるいは違った形の研修を行っていくのか、どういう方向性の目標を持って研修をされていくのかが計画に明確に盛り込まれていないと評価もできませんので、総合センターがどう考えておられるかお聞きしたいです。

それと、これは計画ですので、どういう課題を重点的に研修するかを明確に書かれたほうがいいのではないのでしょうか。

○会長 整理しますと、まず、「課題」についてのご意見に関しては、次回に向けて事務局で検討するというのでいいですか。

○事務局 一旦持ち帰らせていただきます。

○会長 ご助言をいただきながらになると思いますが、その点はよろしくお願いします。

次の合同研修の点についてはいかがでしょうか。

○事務局 専門課題研修として講話型とチャレンジ研修として実践型の講習を続けています。教育方針の改訂などに合わせてどう研修を変えていくかについては、早急に教育委員会とも協議が必要と考えていますので、検討したいと思います。

○会長 ここに入れ込むとすればどのように考えればいいですか。

○委員 2段落目に目的として「教職員が交流し、情報収集・共有を図りながら」と書かれています。幼児教育の今の大きな変化の流れの中でどういう目的や方向性を持って研修していくのですか。民間団体でも研修をたくさんやっておられるので、その兼ね合いからも市としてどういう研修を提供していくのか、先ほども言いましたように計画なので、そこは整理していただいて、もう少し明確に掲げるといいのではないかと思います。

○会長 具体的なところまで書けるかについては、ほかとのバランスもあるので考えなければいけません。これからの幼児教育のあり方について方向性を示すことができないか、もう一つは、こども園の絡みで乳児保育のこともあるのではないかと考えています。

○委員 はい。一つの課題として挙げられるのはそういうことになるのではないかとことです。それをどこまで具体的に入れるかですが、この内容だと評価の仕方が難しいですね。

○会長 3段落目から「平成30年4月には、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針、幼稚園教育要領が改訂され、それぞれとの整合性が図られることとなります。こうしたことから、合同研修を充実させ」とありますが、この充実の方向性をもう少し具体的にということですが、いかがでしょうか。

○事務局 なぜ合同研修が必要なのかというと、公立だと異動もありますし、1園のみを運営している法人などで考え方がその園だけで集約されている場合には、いろいろな人とかかわって新しい考え方を受け入れることでよりよいものになっていくのではないかとこのお話も事前に伺いましたので、その目的のところはまた考えさせていただきたいと思います。

○会長 要は、「充実させ」というところの方向性を示すかどうかです。

○事務局 合同研修の具体的な中身については、今検討していますのでここに書くことは難しいのですが、何を目的に合同研修をしていくかについて書かせていただきたいと考えています。

○委員 私は、研修委員をさせていただいています。現状では、体系的ではないとか、同じような研修が重複している、そのあたりが課題になっていますので、体系的で参加しやすく、しかも実効性のある研修を行う仕組みづくりを総合的に考える必要がある時期になっているのではないかと思います。参加の機会はいただいても、その案内だけでは中身の評価ができなくて、どういう体系になっているのかが参加するほうも分かりにくいので、できればそこを市全体で一緒に考えていければと思います。

○会長 もちろん体系的にさせていただかないといけません、内容の方向性をもう少し具体的に記述できないかというご意見で、それは事務局としては示すのは難しいということですか。

○事務局 今すぐに具体的には申し上げにくいところです。

○事務局 そのあたりについてどのようなイメージを持っていらっしゃるのかを一度お話をお伺いしてよろしいでしょうか。その上で何が書けるかは調整させていただきます。

○委員 子育て総合センターでは毎年たくさんの研修をされていますが、そこは、西宮のいろいろな園が交流して意見を出して質を高め合っていく場でもあるはずですが、講話型の研修も大切ですが、交流にはなっていません。子育て総合センターで毎年のテーマを考えるとときに目的や目標を検討されているはずですので、今後どのようなことを考えて計画されているのかをまず聞いた上で意見を言わせていただくことは可能です。

○会長 ここに「子育て総合センターでは」と名前が出ているので、子育て総合センターがどういう方向性を持ってやろうとしているかを具体的に示していただかないと、ここは「取組み」のところなので、結局評価がしにくくなるわけです。「充実させていきます」とは幾らでも表現できますが、それをどのような方向とするのかが示されていないというご意見が出ているので、名前が出てきている機関として責任を持ってやっていただきたいと思います。責任主体になるわけなので、次のときまでに示していただきたい、委員会としてはそういう意見になります。

○事務局 調整させていただきます。

○会長 整理しますと、「1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実」では、西宮では質の高いものを行っていますので、さらにそれを高めていく、充実させていくことを「課題」でも押さえることと、それと絡んで研修のことも出ました。

それでは、ほかの重点目標2・3も含めてご意見はいかがでしょう。

○委員 39ページの「(2)育成センターの充実」の「2.高学年児童の受入」で、現在モデル実施を始めており、30年代半ばまでに4年生の受入れを目指すとあります。西宮の皆さんは非常に教育熱心で、「西宮市で住んでいたら賢い子供に育つ」という母親の思いがありますので、せっかく4年生を受け入れるなら、市だけではなくて、例えば塾、クッキングスクール、英会話教室などと一緒に官民一体となって行っていただきたいのですが、今後する予定があるのかお伺いします。

○会長 育成センターの中身のお話で、新しく項目を立てたほうが良いということでは

ようか。

○委員 1年から3年は遊んでいてもいいですが、高学年になるとしっかり勉強させたいし、働くお母さんも増えますので、4年生を受け入れるならそういうモデルができればいいなという母親の願いですから、(2)になります。

○事務局 まず、低学年の枠の確保を最重要課題として進めているところです。4年生も9施設で受入れをしていますが、付加価値を付けて、頻度が多くなると国（放課後児童育成健全事業）の補助金の対象から外れてしまう可能性があります。何もしていないわけではありません。高学年だけではなく、指定管理者となっている5つの事業者の中には、ネイティブスピーカーの方を招いて英語に触れさせたり、近所の飲食店で一緒に物をつくって食べたりと、事業者ごとにプログラムを組んでいます。ただ、委員が求めているほどのスキルとなると、量を確保してからその先のことになりますので、現時点では困難かと考えています。

○会長 ご意見はとても大事なことで、我々も受けとめようと思っています。まず9施設をさらに拡大させ、30年代半ばまでに全市への拡大を目指すことになっていますので、その充実についてはさらに市に期待することになるかと思えます。

○委員 それは育成センターに限らず、具体的には、子供の育ちの場としての放課後の子供の居場所の充実そのものにかかわる部分で記載がされていたら、西宮市はいいまちだなとなっていくのではないかと考えます。

もう1点は、高学年児童の受入れですが、国の指針は、4年生だけでなく、6年生まで拡充することになっていますが、西宮市は、「4年生を全部」に重点を置くのか、あるいは6年生まで行っていくのか、教えてください。

○事務局 2点目について、児童福祉法が改正されていますので、当然6年生までとは十分に認識していますが、本市においては定員の枠の問題があることから、まずは4年生を平成30年代半ばに全市展開して、並行して可能なところは5・6年生の受入れも視野に入れていきます。

○会長 社会教育的な部分も含むと思いますが、どのように子供たちを支えるかは西宮に期待されているところですので、数字や学年まで入れるかどうかはご検討ください。

「3 障害のある子供への支援の充実」についても、45・46ページで修正部分をご説明いただいたのでご意見をいただきたいと思えます。

○委員 42ページの「3 障害のある子供への支援の充実」の課題の1つ目に「発達障害のある子供と医療的ケアが必要な子供の増加に対応する支援体制の充実」とありますが、それに対して「取組み」ではどのように体制をとっていくかの文言が見つかりません。すぐに事業化することはいろいろな問題で難しいのかもしれませんが、医療的ケアが必要な子供についての方向性や目標など何らかの記載が要るかと思えます。

○事務局 教育委員会としても、看護師等の配置を具体的に進めていかなければいけないと思っているところですが、市として医療、福祉、教育がきちんと連携した形で進めていかなければいけないものであると認識してしまして、その部分は表記させていただいているように思えます。

今進めている西宮市障害福祉推進計画との連携もやはり重要な部分ですので、表記の

仕方についてはもう一度事務局で検討できればと考えています。

○会長 その計画が今立てられているわけですか。それと連動しながらだとほかに記載ができるかもしれないということですね。

○事務局 そのことについては、46ページの下段に「西宮市障害福祉推進計画との連携」として、簡略な形ではありますが、記載しています。

○委員 一般の人がこの中から課題に対する対応について読み取るのは難しいと思いますので、「医療的ケアが必要な子供の増加について」という文言がどこかに入った対応策が表現されていればと思います。

○会長 45ページの(1)の「1.就学前の教育・保育施設での支援体制の充実」の最後の2行目に、「就学前の教育・保育施設に入園を希望する場合の子供の受入に努め」とありますが、この表記でよろしいですか。

○委員 現在でも医療的ケアが必要な子供を特別支援学校では受け入れていますので、特別支援学校でもさらにこのことについての理解や体制を拡充していただければうれしいですし、あるいは普通学校での受入については今後課題として推進していくなどの文言があればと思います。

○会長 それは2の小・中学校、西宮養護学校での支援体制の充実の内容「就学前の教育・保育施設に入園を希望する場合の子供の受入に努め」という内容についてはよろしいですか。

○委員 事業化するのが難しいとか保育園に入園するのが難しいなら、「それについて検討なり体制の整備に努めていきます」など、そのことについて希望されている保護者の方が非常に多いですので、希望の持てる文章がここにあればと思います。

○会長 段階的に記述するわけですね。努めるが、もしそれが困難な場合にはさらにその支援体制の充実に努めるのだと。「受入に努め」とはあるけれども、もしそれがかなわないときにどうなるか不安があるというご意見ですが、そこも少しご検討いただくということでもいいですか。

○事務局 現状は、西宮養護学校については50%を超える子供が医療的なケアを必要としていますので、市として今後どのように支援していくのか、あるいは地域の小中学校にも医療的ケアを要するお子様の就学もありますし、その前の幼稚園や保育所も含めて、医療、福祉、教育が一体となって考えていかなければならないものですので、文言を小学校・中学校、幼稚園・保育所と分けることなく考えていければと思います。事務局で検討させていただいてよろしいでしょうか。

○会長 可能性があるかどうかを含めて検討いただければと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○会長 では、先に進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 この会は戻っていただいても結構ですので、1、2、3に関連することがありましたらまたご意見をいただきたいと思います。

では、一旦、前半を区切りまして、確認ですが、「6 子供の貧困対策及びひとり親

家庭支援の充実」と「7 児童虐待防止対策の充実」は、最終で示されるご予定ですか。  
○事務局 現在、この2つの項目については社会福祉審議会児童福祉専門分科会で調整していますので、それが整い次第ご提示させていただきます。

○会長 では、「4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援」、「5 乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減」、「8 ワーク・ライフ・バランスの推進」についてご質問、ご意見をいただきたいと思います。

○委員 60ページの「5 乳幼児期から子育て期の不安・負担の軽減」の「取組み」の「2.利用者支援事業（基本型）の拡充」で、「コンシェルジュの周知とともに」以下の「積極的に取組みを進めていきます」の内容があまり具体的ではないと感じました。

同じく、「3.子育て支援のネットワーク化」は、今やっていることをそのまま書いているだけで、今後どのように評価すればいいのかが分かりにくいですので、具体的な目標、具体的な取組みについて書くのが望ましいと思います。

○会長 2の量の見込みについては2か所から4か所と書かれていますが、これにプラスアルファするということでしょうか。

○委員 そうですね。2段目の「また子育てコンシェルジュの周知とともに」の部分は、多分質に関しての記載だと思います。量については、書かれているとおりで評価しやすいと思いますが、2も3も質の部分が分かりにくいと感じました。

○事務局 箇所数については具体的な数字を挙げていますが、周知や地域の資源の開発・育成については、数量化や目標を立てることが難しい関係からこういう書き方になっています。今後とも、いろいろな取組みの中で顔を広めて、いろいろなところに顔を出して相談を増やしていきたいと思いますが、具体的に書けるかどうかは検討させていただきます。

○委員 私がひろばを立ち上げて7年目になりますが、7年間でもひろば内の連絡会は連携がとれていないのが現状なので、しっかりと具体的な計画を立ててほしいと思います。

現在0～2歳の子育てひろばは増えていますが、2・3歳の居場所が課題です。障害を持ったお子さんのことにも係わりますが、言葉が遅いとか発達が気になるお子さんが3年保育の幼稚園に入れないと聞きます。その子供たちが公立の幼稚園に入るまで待つとなったとき、つぼみのひろばでは0～2歳としていますが、実際には年齢に関係なく来ている人たちを受けている状況です。幼稚園に入れないことで居場所がなくなると困られているお母さんたちも多くいますし、3年保育に入れないお子さんは門戸、西北あたりは非常に多いので、2・3歳児、あるいはもう少し大きな子もいられるひろばを想定した計画を立ててもらえたらと思います。

○会長 2・3歳児のことは課題ですが、話が広がったのでそこは収めさせていただいて、ネットワーク化のところで、連絡協議会を充実させて、課題をあぶり出して計画に持っていけるような機能を強化することが必要だということですね。

○委員 そうです。そのためにはコンシェルジュの位置付けを明確にしていけないといけません。コンシェルジュが実際どこまでどういう動きをしてくれるのかは、ひろばにいる私たちでさえ分かりづらいところがあるので、そのあたりを明確にしてもらえると

コンシェルジュ自体も動きやすいのではないかと思います。

○会長 コンシェルジュが地域の課題やニーズを掘り起こし、そこから具体的なサービスにつなげるために関係機関の連携がとれるような働きを強化することが1つと、ひろばの連絡会をもう少し機能強化させるというご意見ですが、事務局で検討していただくということではよろしいですか。

○事務局 はい。

○委員 61ページの「(2)子育ての負担感を軽減する取組み」は、一時預かりとファミリー・サポート・センター(以下「ファミサポ」という「預かる」ものだけでいいのでしょうか。質というか、在家庭で預かること以外のことが書かれていないのがずっと気になっていました。うちのような子育てサークルの支援の充実や、コンシェルジュとどうつながっていくか、団体として市とどうつながっていくか。ネットワーク化に関しては前回よりも書いていただけていますが、一個人のお母さんお父さんの負担を軽減するには預かること以外にこの西宮にはないのか、何かあるのではないのかと思うのです。

○会長 前回も、親御さん同士がもっとつながっていくことが負担感の軽減につながるのではないかと、その中の一つとしてサークル同士のつながりをつけていくことが必要だとおっしゃっていただきました。ここに柱立てをもう一つ加えられないかというご意見になるかと思いますが、事務局、いかがでしょうか。

○事務局 前回、孤立化について、お話を聞いてもらう友達ができるだけで全然違う、サークルがそういう役割を果たしているとお聞きしたと思います。60ページの「3. 子育て支援のネットワーク化」で、社会福祉協議会の子育て地域サロンや、民間団体やNPO法人が行っている子育て支援活動や子育てサークルなど、いろいろな形の子育て支援事業が実際にあるということをおっしゃっていますが、孤立化を防ぐとともに負担感の軽減にもあたるので、こちらにも何か表現があったほうが良いというお考えでしょうか。

○委員 そうですね。孤立化と負担感とは似ているところがあるので難しいのですが、やはり孤立は孤立、負担は負担で少し違いますので、負担感の軽減として、ネットワーク化や支援事業の拡充とはまた違う何かがあるのではないかと思います。

○会長 孤立しているから負担が大きいかは分かりませんし、孤立していなくても負担が大きい方もいますので、孤立と負担は分けて考えられたほうが良いと思います。

(1)は支援者側が主体的にそういう方々にどう働きかけていく仕組みをつくるか、(2)は当事者が主体になる機会を支えていくということになりますか。

○委員 そうですね。66ページの「必要な支援」の一覧でも、「子育てに関する情報提供」で負担感や不安をどう解消するかなど、預かりとは違うところに目を向けたことも書いていいのではないのでしょうか。保育所の充実を叫んでいるだけに余計にここに書きたいのは分かりますが、それだけではないところで、幼稚園の教育の面でもっと充実が欲しいというお母さんたちもたくさんいるので、幼稚園に行こうと思っているママたちへの支援という視点から考えてみてもいいのではないかと思います。

○会長 (2)に親御さん同士のつながり、サークルの支援、そういうことを追加してはどうかという意見です。

○委員 「園や学校に行くまでの親御さんに対する支援」など、そういう項目があれば

いいのではないかと思います。

○会長 在家庭の親御さんに対するつながりをつくるわけですね。

○委員 はい。どちらかというと、つながりを大事にした記載があればと思います。

○事務局 そのあたりの表現などは調整させていただきたいと思います。

○委員 2つあります。

58ページが一番下に子育て家庭のショートステイの数が出ていますが、ショートステイについては、今後充実する云々のところにも56ページの「負担感を軽減する取組み」の中にも出てきません。ショートステイは児童福祉専門分科会でやるからなのか、あるいは特段何も変えないから軽減の取組みには入ってこないのでしょうか。

我々児童相談所が行う一時保護とショートステイのすみ分けはとても難しい議論があります。報道で知りましたが、一時預かり事業の拡充として、駅前送迎保育ステーション、あるいはパーク・アンド・ライドをしようとしています。ショートステイは基本的に親御さんが連れていけないといけません。しかし、困っている人がそういうところに連れていくのでしょうか。また、年間1週間だと決まっているとよく聞きますが、それは市として決めたものですので、もう少し柔軟に対応してもいいのではないのでしょうか。実際には、7日まではショートステイ、8日目からは児童相談所の一時保護になる取扱をしている例が多いわけですが、私は別に最初から一時保護でもいいとっていて、子供を預け先に運べないなら児童相談所に行ってもらおうというのがあっていいと思います。子供や家族のことは置いていかれて制度だけがあるように感じました。これは意見を言うだけで結構です。

もう一つ、ワーク・ライフ・バランスの点で、64ページの「父親の家事・育児参加の促進が必要」の最終段落に、「母親の育児負担の軽減、孤立感を和らげ、ひいては児童虐待の発生予防にもつながるため、子供の育ちにおいても重要な施策となっています」とありますが、何でお父さんが家事・育児参加したら虐待が減るのか、そんなエビデンスがあるのか、ここはどうかと思いました。

○会長 父親の参加の点は、虐待の発生予防まで言うのは行き過ぎではないかというご意見ですので、もう少し一般的な「負担感を軽減につながる」とか、「父親が参加するのは当然のことである」とか、文章として考えていただきたいと思います。

それから、ショートステイ事業の実績は出ているけれども、それに対応する記述がないという大きなポイントと、ショートステイ事業をどう考えていくのか、この2点について、事務局としても意義があるから載せているわけですから、何らかの記載はあったほうがいいのではないかという点についてはいかがですか。

○事務局 ショートステイについては、子ども・子育て支援事業計画の中で必ず書かなければいけない内容の一部ですので、ここに実績を載せましたが、確かに言及がないことに違和感をお持ちなのはよく分かります。表現と実績を出す場所をどこにするかはもう少し考えさせていただきたいと思います。

○会長 国が必須としているのでしたら何らかの形で記載したほうがいいと思いますが、これは負担感の軽減のところになりますか。

○委員 そうだと思います。中身は児童福祉専門分科会でも議論があるかと思うので、

そちらでもと思います。

○会長 6・7も含めての文言になるかもしれませんが、事務局でご検討いただくことをお願いします。

○委員 「4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援」の「産前産後における支援体制の課題」で、48～49ページに「事業を拡充することが国で検討されています。事業が拡充された場合、現体制では対応することが困難であり、新たな事業の担い手を確保する必要があります」とあります。これは準備はしておかないといけないと思いますが、民生委員さんもフル回転している中で、どういう担い手を確保することをイメージされているのでしょうか。

○事務局 これは、育児支援家庭訪問事業(ヘルパー派遣)になります。現状は社会福祉事業団から派遣していますが、拡充された場合は1つの団体では困難になりますので、どの事業者にするのかも含めてほかの事業者にも当たるような形で対応していきたいと考えています。

○会長 52ページに「「養育支援ネット」による医療機関等との連携」とありますが、今のはそれと連動するということですか。

○事務局 いえ、違います。養育支援ネットは医療機関との連携で、医療機関で支援が必要な妊婦や出生児が見つかった場合は、保健所にご連絡いただき、家庭に帰ってきた後も支援していくというものです。

先ほど委員が言われたのは、「養育支援訪問事業(育児支援家庭訪問事業)」で、支援が必要であると把握した方に要支援家庭としてヘルプサービスをしているものですので、全く違う事業です。

○会長 先ほどの担い手の点ですが、展開とまではいかないですか。健やか赤ちゃん訪問事業と養育支援ネットの連携を進めるのではなくて、事業体を増やすということですか。

○事務局 こちらは、ヘルパー派遣に限って事業所を増やすことを検討していくことになります。

○会長 担い手、受け手をこれから確保するところはこの表記でよろしいですか。

○委員 国が動き出すよりも先に準備して初めてすぐに動けるとお思いますので、「新たな事業の担い手を確保」だけだとすごく不安になるので、もう少し具体的な言葉があれば安心できます。

○事務局 49ページは課題として挙げている部分で、その課題に対して54ページの「1. 育児支援家庭訪問事業」の欄に「需要の増加に対応できるよう備えます」と書いていますが、いかがでしょうか。

○委員 それはとても安心ですが、48・49ページを読むと全然準備ができていなくて、後から焦ってしてしまうようにもとれてしまうので、せっかく準備をされているならもう少し書き方を考えていただければと思います。

○会長 これは、「困難だ。だからなんとかしなきゃいけないんです」というアピールの文章ですね。対外的に訴えるとか54ページに連動するという意図は分かりますが、表記についてはまたご検討ください。

○委員 61ページの「(2)子育ての負担感を軽減する取組み」にある一時預かりですが、実際希望は多いのに使われていない現状があって、なぜかというとなんか単価が高いからです。預かりの費用が高くて、預けようと思ってもなかなか敷居が高いという声がありますから、負担感を軽減して気楽に一時預かりができるようになれば、実は実効性のある施策になると思うので、値段が高いことについて何か検討できることがあればいいのですが。国の補助金と各施設の単価がそれぞれ任意で決まっていますが、1人当たり200円、300円と決めている自治体もありますので、預けやすい仕組みになればここはもっと充実するのではないかと思います。

○会長 事業計画としては、まず受け皿を増やすことを大前提に挙げられていますが、費用的なことや受け入れる質のことも考えないといけません。事務局としては、質を担保していくことを記述するか、今回はそれは控えることにしたほうがいいでしょうか。

預かりとファミサポの質の問題は国でも議論されていますね。

○委員 一時預かりの場や病児保育の場で起こっているのは、子供の障害状態をちゃんと通告せずに預ける人がおられて、例えば内部疾患があるのにそれを隠して預けられることで事件も起こっています。事故があった地域では、保育所が一斉に障害児の一時預かりをしたくないと言い出すことも起きています。安心というのは、預ける親だけではなく、預かるほうの保育士も安心して預かれる状態でないといけないと思います。

○会長 質というのはかなり広い意味合いが出てくるのでどう書くかは難しいですが、2のファミサポの「安全・安心な活動に留意しつつ」というような表記でも構わないと個人的には思いますし、質的なことを一文入れていただくことで預ける側も預かる側も安心できるかと思しますのでご検討ください。

○事務局 はい。

○会長 そのほかいかがでしょうか。

[発言者なし]

○会長 では、大体意見をいただいたということにさせていただきます。いろいろとご意見をいただきまして、ありがとうございました。

事務局も、非常に短い期間でここまでつくり上げるのにとてご尽力いただいたと思います。次回までに内容等をもう一度整理いただいて、次の10月が最終のまとめになりますので、よろしくお願いします。

新しい委員の皆様はどういうことかなと思いつながらご参加いただいたかと思いますが、この計画が10月に確定しましたら、それをもとに事業が進みまして、今後これをどう評価していくかという軸になる場所ですので、そういう認識で今後ともぜひ支えをしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

時間も大体予定どおりに迫っていますので、本日はここまでにさせていただきます。

最後に、事務局から連絡事項等をお願いします。

○事務局 いろいろなご意見をいただき、ありがとうございました。

最後に、今後の日程ですが、次回開催は平成29年10月25日(水)朝9時半から、場所は西宮市役所の813会議室です。ご欠席の方がいらっしゃいましたら、メールにてご連絡ください。

なお、10月の会議にて素案を固めさせていただきたいと考えていますので、よろしく  
お願いします。

また、10月、11月は、評価検討ワーキンググループの開催月となっています。お忙し  
い中をご足労いただきますが、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○会長 それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。まだまだ残暑が厳しい日  
が続きますが、また10月に皆さんとお目にかかれることを楽しみにしています。どうも  
ありがとうございました。またよろしく願いいたします。

〔午後 5 時39分 閉会〕

## 【委員出席者名簿 15名】

## 【事務局出席者名簿 29名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	荻野 勝己	こども支援局長	佐竹 令次
株式会社チャイルドハート 代表取締役社長	木田 聖子	子供支援総括室長	川俣 均
西宮市民生委員・児童委員会 理事	北岡 良恵	子供支援総括室参事(計画推進担当)	安福 聡子
公募委員	久保 香	子供支援総括室参事(耐震化担当)	池田 敏郎
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	子供支援総務課長	宮本 由加
神戸YMCA 主任主事	谷川 尚	保育施設整備課長	山本 大介
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	田村三佳子	子育て手当課長	山崎 豊
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	青少年施策推進課長	牧山 典康
地域子育て支援センターつぼみのひろばセンター長	林 真咲	子育て支援部長	名田 智子
西宮市地域自立支援協議会こども部会部会長	東野 弘美	育成センター課長	小島 徹
西宮市保育協議会 会長	藤原 和子	放課後施策推進課長	中尾 篤也
甲南大学マネジメント創造学部 教授	前田 正子	子供家庭支援課長	田野 宏
転勤族ママ&キッズ探検隊in西宮 代表	松村 真弓	子育て事業部長	伊藤 隆
西宮市PTA協議会 副会長	山添 清美	子育て事業部参事(保育指導担当)	田中 玲子
西宮市青少年愛護協議会高須地区青少年愛護協議会会長	吉井 寛	保育幼稚園事業課長	西村 聡史
		保育幼稚園支援課長	久保田和樹
		保育入所課長	玉田 淳
		こども未来部長	岩田 重雄
		発達支援課長	小田 晃
		診療事業課長	野村 和生
		地域・学校支援課長	山本 雅之
		子育て総合センター所長	竹内 省吾
		地域保健課長	塚本 聡子
		労政課長	牛場 理津子
		【教育委員会】	
		教育次長	加藤 周司
		学校教育部長	大和 一哉
		特別支援教育課長	栗屋 邦子
		学校改革部長	津田 哲司
		学校改革推進課長	岩本 康裕

